

経済安全保障・対内直接投資審査制度 説明会

- ▶ 安全保障と経済を横断する領域では様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。
- ▶ 外国為替及び外国貿易法（外為法）では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などの流出等を防ぐため、外国投資家が日本の企業に対して一定の投資を行う場合に、事前届出や事後報告を求め、国の安全等の観点から審査及び確認を行っています。
- ▶ 本説明会では、経済安全保障を巡る動向、外国の会社等から投資を受ける際の留意事項、関係する事例について紹介します。

日時：令和5年8月23日（水）

14:00～15:30

形式：オンライン（配信ツール：Zoom）

※当日のURLなどは、開催日2営業日前までに送付します。

対象：浜松に事業所のある製造業の役員・部課長

主催：関東経済産業局、浜松商工会議所

参加申込書（FAXまたはHPよりお申し込みください）

事業所名：

参加者役職：

参加者氏名：

TEL：

E-mail：

当所HP：<https://www.hamamatsucci.or.jp/events/show/1706>

応募〆切り2023年8月21日（月）
FAX：053-459-3535

こちらからも
お申込できます



なぜ対内直接投資審査制度が必要か？

対内直接投資は優れた技術やノウハウをもたらし、我が国経済の成長に資するものであり、そうした投資活動の自由を確保しながらも、国の安全等で問題となる場合に対処するためには投資審査制度が必要です。

プログラム（予定）

開会（14:00）

1.経済安全保障と日本の対応（14：05）

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理政策課 総括係長 鶴岡響

2.対内直接投資審査制度の概要（14：25）

財務省国際局調査課投資企画審査室 分析第一係長 大塚皓介

3.対内直接投資の審査や事前届制度に係る動向（14：45）

関東経済産業局総務企画部国際課 総括係長 大河原陽子

4.外国への技術流出のリスク（15：00）

静岡県警察本部警備部外事課 課長補佐 牧野庸希

5.質疑応答（15：20）

閉会（15:30）

参加の問い合わせは以下までお願いします。

浜松商工会議所工業振興課 tel:053-452-1116

e-mail:chiiki@hamamatsu-cci.or.jp

外国から投資を受ける前にご相談下さい

以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

問合せ・相談先

関東経済産業局 総務企画部 国際課 048-600-0261 bz1-boeki-kanto@meti.go.jp

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室 03-3501-1774 bz1-toushi-kanri-jt@meti.go.jp